

都市計画の理由書

1 種類・名称

東村山都市計画道路 3・4・19号小金井久留米線

2 理 由

東久留米駅周辺は、「東久留米市都市計画マスタープラン（令和3年10月）」において、駅周辺の道路における安全に通行できる歩道空間の整備や富士山をのぞむ眺望の確保に取り組んでいくと定めている。

しかし、駅西口広場内については、広場内を横断する市道2514号線において、駅へアクセスする利用者と通過する車両との錯綜がみられ、双方の安全の確保から課題が生じているほか、これまで富士山を眺望できていた富士見テラスは除却している状況である。

こうしたことから、安全で快適な歩行空間の確保のほか、高齢者や障害者が安心して利用できる乗降場の新たな整備と広場のバリアフリー化により、健全な市街地の発展に寄与するため、東村山都市計画道路3・4・19号小金井久留米線の交通広場に嵩上式の歩行者専用道を追加し、面積を約5,500m²に変更する。

また、この変更に合わせて、車線数を2車線に定める。